## 消費者被害防止サポーター制度の概要

高齢者などを狙った悪質商法の増加に対応するため、消費者被害防止サポーターが市町村や自治会、地域包括支援センターなどと連携した活動を行うことにより、地域の消費者力を高め、消費者被害の未然防止や消費者被害の早期発見と消費生活相談窓口への誘導を図るための制度です。

〇養成人員:2009年度(H21年度)から2015年度(H26年度)まで281人が登録しました。

埼玉県のこれまでの取組み

○活動支援:サポーターニュースなどの情報提供、フォローアップ研修・交流会の実施 など 2016年度(H28年度)より、養成講座、フォローアップ研修、活動の場づくりを「埼玉消費者被害をなくす会」が県から委託を受けました。消費者被害防止サポーターは、養成講座、祉見守り担当者講座を受講し任意で登録した方です。現在、63市町村に登録があります。

